

介護保険要介護・要支援認定資料外部提供申請書

令和 年 月 日

長久手市長 様
次のとおり要介護・要支援認定に係る資料の提供について申請します。

■申請者

氏 名		事業所・施設 の名称	
被 保 険 者 と の 関 係	☐ 本人 ☐ 親族（続柄 ） ☐ 居宅介護支援事業者の介護支援専門員 ☐ 介護保険施設の介護支援専門員 ☐ 指定特定施設のサービス計画作成担当者 ☐ 認知症対応型共同生活介護の管理者 ☐ 地域包括支援センターの介護支援専門員 ☐ 小規模多機能型居宅介護事業所の介護支援専門員 ☐ その他（ ）		
住 所	〒 ー TEL ー ー		

■提供を申請する資料

被 保 険 者	被保険者番号		生 年 月 日	性 別
	氏 名		大正 昭和 年 月 日	男 ・ 女
	住 所	〒 ー TEL ー ー		
提 供 対 象 資 料		[年 月 日認定分] ☐ 認定調査票（特記事項を含む。） ☐ 主治医意見書		
提 供 方 法		写 し の 交 付		

同 意 書	
令和 年 月 日	
長久手市長 様	
私は、上記の申請者が介護サービス計画等作成のため、長久手市が保有する上記の 資料について、申請者 _____ に提供することに同意します。	
被保険者署名 _____	
※申請者が被保険者、又は、被保険者の要介護・要支援認定申請時に同意済みの場合は、同意書の記入は 必要ありません。	

(遵守事項)

- 1 提供を受けた資料は、被保険者の同意を得ることなく介護サービス計画作成以外の目的に使用しません。
- 2 提供を受けた資料は、被保険者の同意を得ることなく本人以外の者に知らせ、若しくは提供し、又は親族情報を本人の親族の文書による同意を得ることなく当該親族以外のものに知らせ、若しくは提供しません。
- 3 本人との居宅介護支援、介護予防支援又は施設サービスの提供に係る契約関係が終了した場合その他提供を受けた資料を所持する必要がなくなったときは、速やかに当該資料(複写し、又は複製したものを含む。)を被保険者に提出又は焼却、裁断等により責任を持って廃棄します。
- 4 提供を受けた資料は、厳重に管理し、紛失、破損しないように適正な保管に努めるとともに提供を受けた資料を紛失又は、破損した場合は、直ちに保険者に連絡し、その指示に従い善処します。
- 5 本人は又は長久手市から提供資料の提示又は提出若しくは返還を求められたときはこれに応じます。

(注) 上記の遵守事項に違反した場合、今後の資料提供が受けられなくなる場合があります。